

令和6年第13回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和6年12月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室1において、第13回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1 番 井上 ながえ	2 番 師岡 昭徳	3 番 星野 洋子
4 番 信國 政吉	5 番 鳥巢 良彦	6 番 大坪 茂
7 番 大隅 高博	8 番 田子森 静男	9 番 空閑 正樹
10 番 森高 繁美	11 番 江藤 博文	12 番 水上 庸子
13 番 林 憲昭	14 番 山内 一男	15 番 田中 敏朗
16 番 内田 英彦	17 番 畑 和徳	18 番 林 新吾
19 番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員12名】

21 番 高良 悟	23 番 田邊 由紀嗣	24 番 井上 美津子
25 番 大内田 豊年	26 番 安陪 廣重	27 番 松岡 光夫
28 番 山崎 徳松	31 番 鬼塚 清明	32 番 岩下 豊
35 番 平井 豊子	36 番 熊谷 明美	37 番 森 順仁

(※21番・23番・27番・31番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 7号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について

4. 本会議の議長

朝倉市農業委員会会長

樋口 博 幸

5. 本会議の書記

朝倉市農業委員会事務局

松 尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長

日 野 清 宝

事務吏員

渡 辺 晃

事務吏員

川 波 貴 敬

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 森 田 誠 市
農業振興課 農地管理係 井 手 英 覚

(開会 14:03)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、令和6年第13回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）12名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に11番江藤委員、12番水上委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明
8ページまで43件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から43番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。
9ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求
めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明 2件です。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1号について、担当委員の説明を求めます。
9番空閑委員。
9番挙手
- 議 長 9番空閑委員。
9番 (空閑委員) 報告番号1番について説明致します。届出人の住所・氏名・届出物件・変更計
画については、記載のとおりです。理由としては、樹木を植えておりますが水はけが悪く不
便なため、地上げをして営農効率を高めるものです。
作付けは樹木の予定です。説明は以上です。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
24番 (井上委員) ありません。
- 議 長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、報告番号 1 番を終わります。それでは、報告番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。9 番空閑委員。

9 番挙手

議 長 9 番空閑委員。

9 番 (空閑委員) 報告番号 2 番について説明致します。届出人の住所・氏名・届出物件・変更計画については、記載のとおりです。理由としては、水はけが悪く耕作が不便なため、地上げをして営農効率を高めるものです。

作付けは花きの予定です。説明は以上です。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

2 4 番 (井上委員) ありません。

議 長 報告番号 2 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、報告番号 2 番を終わります。以上で報告第 2 号を終わります。

10 ページをお開きください。次に、議案第 1 号「農用地利用集積計画(利用権の設定)」について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課(森田) 挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課 (森田) 詳細について説明

11 ページをお願いします。利用権設定の内訳ですが、真ん中より右の新規の設定面積、更新の設定面積がありますが、こちらが利用権の設定がされました面積になります。今回は新規の設定面積のみとなります。設定面積 262, 028 m²です。各地区毎に表示をさせて頂いております。続いて 12 ページをお開き下さい。こちらの方は、貸借の期間ごとの明細表となっております。今回は 20 年間の貸借も見受けられます。全体面積のうち半数以上は、9 年、10 年間の貸借が大部分を占めている状態になっています。説明は以上です。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第 1 号は承認とし、市長へ通知いたします。

13 ページをお開き下さい。次に、議案第 2 号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)」について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号 1 番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明

審議番号 1 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 1 番について、担当地区委員の 1 番井上委員、3 1 番鬼塚委員を指名いたします。

次に、審議番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 審議番号 2 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたしますします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 2 番について、担当地区委員の 9 番空閑委員、2 4 番井上委員を指名いたします。次に、審議番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 3 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたしますします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 3 番について、担当地区委員の 1 5 番田中委員、2 5 番大内田委員を指名いたします。次に、審議番号 4 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 4 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたしますします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 4 番について、担当地区委員の 4 番信國委員、2 1 番高良委員を指名いたします。次に、審議番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 5 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたしますします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 5 番について、担当地区委員の 9 番空閑委員、2 4 番井上委員を指名いたします。次に、審議番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 6 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたしますします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 6 番について、担当地区委員の 9 番空閑委員、2 4 番井上委員を指名いたします。次に、審議番号 7 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 7 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたしますします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 7 番について、担当地区委員の 1 5 番田中委員、2 5 番大内田委員を指名いたします。

審議番号 1 番から 7 番を一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番から 7 番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第 2 号は可決致しました。

1 5 ページをお開き下さい。次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 朗読をもって説明

1 8 ページまで 1 4 件ございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。4 番信國委員。

4 番挙手

議 長 4 番信國委員。

4 番 (信國委員) 審議番号 1 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人・譲受人は従弟どうしです。譲渡人が遠方に住んでおり、譲受人は農地の近くに住んでいますので、農地の管理をしていたということです。遠方に住んでいるので、農地の管理が出来ないということで、譲受人に農地を売りたいということです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足はございませんか。

議 長 (高良委員) ありません。

2 1 番 審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

議 長 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は許可といたします。

次に、審議番号 2 番及び 3 番については、関連がありますので一括審議と致します。それでは担当委員の説明を求めます。1 4 番山内委員

1 4 番 1 4 番山内委員。

議 長 (山内委員) 審議番号 2 番及び 3 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は交換となっております。申請理由として、審議番号 2 番の譲受人は、所有する隣接農地と一体的に営農するため、また審議番号 2 番の譲渡人は、自家栽培のため、自宅に隣接した審議番号 2 番の譲受人の土地を借りていましたが、取得するため農地を交換するものです。特に問題はありません。譲受人の二人は農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足はございませんか。

審議番号 2 番及び 3 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 2 番及び 3 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番及び 3 番は許可といたします。

次に、審議番号 4 番について、担当委員の説明を求めます。9 番空閑委員。

9 番 9 番空閑委員。

議 長 (空閑委員) 審議番号 4 番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、記載の通りです。契約については贈与です。申請の理由については、叔父さんから甥への贈与です。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

2 4 番 (井上委員) ありません。

議 長 他に、審議番号 4 番について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 審議番号 4 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 4 番は許可といたします。

次に、審議番号 5 番について、担当委員の説明を求めます。9 番空閑委員。

9 番 9 番空閑委員。

議 長 (空閑委員) 審議番号 5 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、

議案書記載のとおりです。申請の理由は従兄弟間の贈与となっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 24番 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
（井上委員）特にありません。

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 全委員 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番5番は許可といたします。
次の審議番号6番から9番は、私が担当委員になっていますので、議長を林副会長と交代致します。

副会長 議長を交代致しました。次に審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。
19番樋口委員。
19番挙手

副会長 19番樋口委員。
19番 （樋口委員）審議番号6番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由は、譲渡人が遠方に住んであります。離農するということで売買が成立しております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

副会長 全委員 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番6番は許可といたします。
次に、審議番号7番について担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番挙手

副会長 19番樋口委員。
19番 （樋口委員）審議番号7番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地は、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由ですが、譲渡人は審議番号6番と同様です。譲受人は相手方の要望。売買が成立しております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

副会長 全委員 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番7番については許可といたします。次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番挙手

副会長 19番樋口委員。
19番 （樋口委員）審議番号8番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。これも審議番号6番、7番同様で、譲渡人が離農ということです。譲受人は相手方の要望ということで、売買が成立しております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

副会長 なければ、審議番号８番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
副会長 賛成多数と認め、審議番８番は許可といたします。
次に、審議番号９番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。
１９番挙手
議 長 １９番樋口委員。
１９番 （樋口委員）審議番号９番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。この件は、譲渡人が二つに分かれています、上段の譲渡人は離農ということです。売買が成立しております。それからもう一つの方ですが、下段の譲渡人は二人で、夫婦ですが、以前は農業をされていましたが、高齢となり農業をやめている状態で、規模縮小ということで、売買が成立しております。譲受人はここ最近規模拡大で農地を購入されています。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号９番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

副会長 なければ、審議番号９番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
副会長 賛成多数と認め、審議番９番は許可といたします。議長を樋口会長と交代致します。
議 長 議長を交代しました。次に、審議番号１０番について、担当委員の説明を求めます。
１５番田中委員。
１５番挙手
議 長 １５番田中委員。
１５番 （田中委員）審議番号１０番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。この土地は、譲受人は、約５０年前に売買が終わっていましたが、今回権利の移転ということになっています。申請地は多少荒廃していましたが、除草をして欲しいとお願いをしておりましたが、どうにか除草が終了しています。今後は、家庭菜園をするそうです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号１０番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号１０番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番１０番は許可といたします。
次に、審議番号１１番について、担当委員の説明を求めます。１３番林委員。
１３番挙手
議 長 １３番林委員。
１３番 （林委員）審議番号１１番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。権利移転の理由としては、譲受人は、相手方の要望。譲渡人は規模縮小です。特に問題はありませぬ。譲受人は農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
３２番 （岩下委員）道路に面したところに農地を所有しており、残りを譲受人が耕作するそうです。
議 長 審議番号１１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号１１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番 1 1 番は許可といたします。
次に、審議番号 1 2 番について、担当委員の説明を求めます。1 1 番江藤委員。
1 1 番挙手
議 長 1 1 番江藤委員。
1 1 番 (林委員) 審議番号 1 2 番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約については売買です。譲受人は建設業のかたわら植木栽培を各地で行っており、規模拡大のため、今回申請地を購入し、植木栽培をするものであり、問題ないと思います。また、農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
2 3 番 (田邊委員) ありません。
議 長 審議番号 1 2 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、審議番号 1 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番 1 2 番は許可といたします。
次に、審議番号 1 3 番について、担当委員の説明を求めます。2 番師岡委員。
2 番挙手
議 長 2 番師岡委員。
2 番 (師岡委員) 審議番号 1 3 番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。この農地は、譲受人が 3 0 年前から利用権を設定し契約をしておりますが、譲渡人は高齢のため営農継続が困難で、どうにかならないかと譲受人に相談がありました。農地が荒れると近隣が迷惑するので、検討を行い、購入することとなりました。また、譲受人は、農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
3 8 番 (矢野委員) ありません。
議 長 審議番号 1 3 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、審議番号 1 3 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番 1 3 番は許可といたします。
次に、審議番号 1 4 番について、担当委員の説明を求めます。1 番井上委員。
1 番挙手
議 長 1 番井上委員。
1 番 (井上委員) 審議番号 1 4 番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は規模拡大です。譲渡人は相手方の要望です。また、譲受人は、農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
3 1 番 (鬼塚委員) ありません。
議 長 審議番号 1 4 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、審議番号 1 4 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
 議長 賛成多数と認め、審議番 14 番は許可といたします。
 ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
 14 時 45 分まで休憩します。

14 時 34 分休憩
 15 時 03 分再開

議長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。19 ページをお開きください。次に、議案第 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
 事務局挙手
 議長 事務局。
 事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明。2 件でございます。ご審議方よろしくお願い致します。
 議長 事務局の説明は終わりました。審議番号 1 番について私が担当委員になっていますので、議長を副会長と交代します。
 副会長 議長を交代致しました。次に、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。19 番樋口委員。
 19 番挙手
 副会長 19 番樋口委員。
 19 番 （樋口委員）審議番号 1 番を説明致します。転用者・申請土地・転用目的も議案書記載のとおりです。これは、三奈木小学校前の●●寺の農地です。ここに駐車場をつくろうという計画がありましたが、段差がありますので、駐車場を断念しています。現状は柑橘類がありますが、スギを植えたいということになっています。農地区分は第 2 種農地です。農地法の運用は、その他の農地に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。
 副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
 5 番 （鳥巢委員）参考事項で、スギ 150 本とありますが、スギを植えると将来 30～40m に育つので、周辺の住家に影響がないのですか。他の方法があるのではないのでしょうか。例えば、雑木や広葉樹等を植えたりできないのでしょうか。景観的にもいいのではないのでしょうか。
 19 番 （樋口委員）転用者は、先ほど話した元住職さんです。実際のお寺の名義ではなくて、住職の名義になっている農地です。檀家としては、これを早期にお寺の名義にしたいとのことです。農地であると何か誰か耕作が必要になりますので、最初は駐車場で転用するところでありましたが、段差があり駐車場はできないので、スギを植えて、お寺の名義に変えるということです。スギとは書いているが名目のようです。農地から転用しておいて、それから名義を変えたいということでありました。スギ植栽と書いているが名目的なものです。

5 番 （鳥巢委員）スギではなく他のものがいいと思います。
 19 番 （樋口委員）お寺の敷地内の南側であり、お寺が日陰になるだけで他の住家には関係はない。
 5 番 （鳥巢委員）大丈夫ですか。
 19 番 （樋口委員）大丈夫と思います。
 副会長 他に質問や意見はありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）
 副会長 なければ、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 副会長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認といたします。議長を樋口会長と交代致します。

- 議 長 議長を交代致しました。次の審議番号2番については、農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当し、26番安陪委員が関係しますので、審議が終わるまで26番安陪委員は退室をお願いします。
- (26番安陪委員退室)
- 議 長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番鳥巢委員。
- 5番挙手。
- 議 長 5番鳥巢委員。
- 5番 (鳥巢委員) 審議番号2番について説明します。転用者・申請土地については、記載のとおりです。転用の目的は、農地改良(一時転用)です。転用の理由については、申請地は段差がありまして、田が多数あり、耕作が不便でした。地上げをすることにより11枚に分かれた農地を2枚にし、効率化を図るものです。参考事項としては、搬入土量が20,000㎡、一体的に地上げをする山林面積682㎡、最大地上げ高が5.2mです。土羽が崩壊しないように下の方にはコンクリートで土留めをするということです。農地法の運用については農用地区域内にある農地、その他の農地に該当します。用途区分につきましては農用地区域内、農用地区域外です。農地の区分につきましては、農用地区域内農地、第2種農地になります。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
- 17番 (畑委員) 20,000㎡ということで、かなりの土量ですがどこから持って来るのですか。
- 5番 (鳥巢委員) 業者が排土する土を計画的に搬入します。
- 17番 (畑委員) 地元の業者ですか。
- 5番 (鳥巢委員) 違います。●●●●●といってダンプをどんどん廻している業者です。先祖は地元出身で、つながりがあり、協力体制がとれており、農地を復旧しようという取り組みになって、頑張っているんです。大型ダンプも何十台も持っています。
- 議 長 どこから持ってくるかわからないのですか。
- 5番 (鳥巢委員) わかりません。搬入する土質の下部の方は、そこそこの土質でよいが、上部の土砂はちゃんとした土砂を持って来るのではないのでしょうかね。
- 議 長 以前の審議での鳥屋山付近の箇所も地上げするとなっていましたね。同じ土砂がくるんですかね。
- 5番 (鳥巢委員) そうだと思います。
- 15番 (田中委員) 通常は、最初に現地にある表土を一旦どけて、土砂を下の方に入れて、表土を張り直すようなやり方ではありませんか。
- 議 長 農地の地上げをする時に、下部に入れる土砂が産廃ではないが、産廃もどきの土砂を入れることがありました。地上げするということで申請し、産廃を入れるところもあるので、どこから土砂を持って来るのかを聞いています。
- 5番 (鳥巢委員) 地域もマイナスになるので、そのようなことはありません。
- 議 長 実際のところこのような事例があったので、農業委員会で止めたことがある。河川の浚渫土を持ち込んだこともありました。
- 18番 (林委員) 気を付けておく必要がありますね。
- 5番 (鳥巢委員) 搬入される土質まではわかりません。
- 議 長 農地を地上げして何を耕作するのですか。水田ですか
- 5番 (鳥巢委員) あれだけ荒れた農地を復旧するということで、地元も期待をしています。
- 32番 (岩下委員) 工期が来年4月末になっていますが、大型ダンプを使用するんでしょうが、間に合いますか。
- 13番 (林委員) 単純計算して、3,000台以上のダンプが必要ですね。
- 議 長 暫時休憩します。

15時21分休憩

15時25分再開

- 3 番 (星野委員) 産廃という言葉に、敏感になっていた。佐田ということで、上の方になりますので、水質に影響するのではないのでしょうか。危険ではないのでしょうか。
- 議 長 もしかしてそのようなことがあるのではないかとということで、お尋ねをただけです。
- 3 番 (星野委員) 産廃を規制することができるのかなと思っています。お尋ねします。
- 事務局 (松尾) 産廃については、県の環境事務所というところがあり朝倉市を管轄する環境事務所が久留米の合同庁舎にあります。不正な処分をしていたら直ちに止め、指導するようになっています。市環境課や県の環境事務所と連携を取って対応してきたこともあります。今後もそのようにやっていきたいと思います。
- 3 番 (星野委員) ありがとうございます。
- 議 長 農地の地上げをしてあげようと言いつけてきて、無料でします。このようなこと言いつけてこられたら危ないと思っておいってください。
- 他に質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- なければ、審議番号2番について承認することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。審議が終わりましたので、26番安陪委員の入室をお願いします。
- (26番安陪委員入室)
- 議 長 20ページをお開き下さい。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題をとし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (渡辺) 事務局説明。21ページまで6件あります。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について担当委員の説明を求めます。
- 6番大坪委員。
- 6番挙手
- 6 番 (大坪委員) 審議番号1番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的につきましては、共同住宅3棟36戸、転用の理由につきましては、申請土地周辺は住環境が良いことから、共同住宅を建築するものです。契約は売買です。参考事項としては、第一種住居地域。一体開発する宅地及び雑種地、2,144.22㎡、共同住宅A棟12戸 248.43㎡、共同住宅B棟12戸 248.43㎡、共同住宅C棟12戸 272.36㎡、農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当します。用途区分と致しまして都市計画用途区域内です。農地の区分は、第3種農地です。譲渡人と話をしましたが、この農地に行くにはあぜ道しかありませんとのことでした。耕作するには不便ということで、売買が成立したということです。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 雨水や下水の計画はどうなっていますか。
- 6 番 (大坪委員) 雨水については、道沿いに側溝があります。
- 議 長 下水道は通っていますか。
- 6 番 (大坪委員) 下水は下水道に接続すると思います。確認していません。
- 事務局 (渡辺) 上水は上水道が通っています。下水は下水道が通っています。雨水は南側の側溝に流します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認いたします。次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。7 番大隅委員。
 7 番挙手
 議 長 7 番大隅委員。
 7 番 (大隅委員) 審議番号 2 番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的として、露天駐車場(一時転用)。転用の理由は、アパート駐車場が道路改良工事の区域にあたるため、仮駐車場を整備するものです。参考事項としては、一時転用で、期間が令和 6 年 1 2 月 1 日から令和 7 年 5 月 1 9 日、第一種住居地域、駐車場 1 4 台、農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。市役所の方が来て説明をしましたので間違いはないと思います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認いたします。
 次に、審議番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。9 番空閑委員。
 9 番挙手
 議 長 9 番空閑委員。
 9 番 (空閑委員) 審議番号 3 番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、工事現場事務所(一時転用)になります。転用の理由は、佐田川金丸地区災害復旧工事のため、一時的に工事現場事務所を設置するものです。参考事項の一時転用期間は、令和 6 年 1 0 月 2 1 日から令和 7 年 1 0 月 2 0 日までになっています。農地法の運用については、農用地区域内にある農地(一時転用) に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
 2 4 番 (井上委員) ありません。

議 長 審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 3 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は承認いたします。
 審議番号 4 番及び 5 番については、私が担当委員となっておりますので、議長を林副会長と交代致します。

副会長 議長を交代しました。次に、審議番号 4 番について、担当委員の説明を求めます。
 1 9 番挙手
 副会長 1 9 番樋口委員。
 1 9 番 (樋口委員) 審議番号 4 番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用目的は、●●●●●●●●組合の●●支店の事務所及び露天駐車場です。農地法の運用は、その他の農地に該当します。用途区分は農用地区域外、農地の区分は、第 2 種農地に該当します。申請地は、下水道が通っており下水道に接続します。雨水は、道路に側溝がありますのでそちらに流します。参考事項にあります、事務所、駐車場 2 5 台もあります。申請地の面積は 1 2 2 5. 5 4 m²になります。ご審議方よろしくお願い

致します。

副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

副会長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。

19番挙手

副会長 19番樋口委員。

19番 （樋口委員）審議番号5番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用目的は、住宅進入路の拡張です。現在は譲受人の家にいく道が狭いので拡張します。譲受人と譲渡人はいとこ同士でありまして、この際道を拡張したいということです。契約は贈与です。農地法の運用については、その他の農地に該当します。用途区分は農用地区域外、農地の区分は、第2種農地に該当します。ご審議方よろしくお願いいたします。

副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

副会長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。議長を樋口会長と交代します。
議長 議長を交代しました。次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。

5番挙手

副会長 5番鳥巢委員。

5番 （鳥巢委員）審議番号6番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用目的は、工事現場事務所及び露天資材置場（一時転用）です。転用の理由と致しまして、黒川災害関連工事のため、一時的に工事現場事務所を設置し、併せて露天資材置場を整備するものです。契約は賃貸借です。参考事項としまして、一時転用期間は、令和6年9月26日～令和7年9月25日となっています。農地法の運用については、その他の農地に該当します。用途区分は、農用地区域外です。農地の区分は、第2種になります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、意見や質問はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。
22ページをお開き下さい。次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）議案朗読をもって説明。審議番号1番から8番については、推進機構への売り渡しになります。以上審議番号1番から8番までの案件については、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から8番について質問や意見はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号 1 番から 8 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第 6 号は承認とし、市長に通知いたします
24 ページをお開き下さい。議案第 7 号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課(井手) 25 ページをお願いします。朝倉市農用地利用変更申し出一覧表です。読み上げますが、小字などは一部割愛させていただきます。申出者はすべて所有者となります。重要な変更(除外)番号①、申出者は、●●●●様申出地は、大字小田 5 1 1 番です。地目は畑、面積は 294 m²です。変更目的は駐車場で、変更理由は、事務所新築に当り駐車場が不足するためとなっています。隣接します小田 5 0 9 番地 1 に●●●●工業があり、こちらに工場があります。事務所を新築するにあたりまして、隣接する農地を利用するものです。転用手続きは、菩提寺の●●土地家屋調査士事務所が行います。次に②です。申出者は、●●●●様申出地は、大字徳淵 8 5 0 番 2 です。地目は畑、面積は 53 m²です。変更目的は、選果場の建設です。変更理由は、にんじん等野菜の選果場として利用するものです。場所は蟬城の大字徳淵 蟬城コミュニティの北西に自宅の方がありまして、その隣接地になります。転用については、所有者であります●●●●様が行います。農用地区域の辺部であり、宅地や農振白地に接するもので、農業振興に与える影響は軽微なものであります。以上が農振除外になります。次に 26 ページをお願いします。重要な変更(編入)です。①になります。申出者は、●●●●様申出地は、大字杷木穂坂 3 1 0 番 1、3 1 1 番 5 の 2 筆になります。地目は田です。面積はそれぞれ、909 m²と 316 m²、計 1225 m²となります。変更目的は、農用地区域への編入。変更理由は、活力ある高収益型園芸産地育成事業を活用した農業を展開するためです。場所は、杷木穂坂の大分県日田市の県境付近、国道 386 号の南側に位置します。現在も付近でビニールハウスで農業を行っております。手続きは、所有者である●●●●様が行います。次に②です。申出者は、●●●●●様です。申出地は、大字大庭 5 3 8 1 番 6 です。地目は畑、面積は 1,948 m²です。変更目的は同じく、農用地区域への編入。変更理由は、活力ある高収益型園芸産地育成事業を活用した農業を展開するためです。場所の方は、大庭の●●●●工業の裏にあたります。手続きは、ご本人が行います。27 ページをお願いします。軽微な変更(用途区分の変更)になります。用途区分の変更は、農用地区域の用途変更をするもので、先ほどの農振除外と異なりまして、用途を変更するものです。この用途は大きく二つに分かれておりまして、農地と農業用施設用地となります。今回の案件は、乾燥施設になりますので、農用地区域内の用途区分変更になります。審議番号 1 番です。申出者は●●●●様。申出地は、大字牛鶴 1 3 4 8 番です。地目は田、面積は 5,913 m²のうち 4,000 m²になります。変更目的は、乾燥施設。変更理由は乾燥施設として利用するものです。場所は、屋永にあります株式会社●●●●●の東側になります。転用手続きは、株式会社●●●●●様が行います。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。質問や意見はありませんか。

5 番挙手

議 長 5 番鳥巢委員。

5 番 (鳥巢委員) 最後に説明がありましたが、乾燥施設とは何の乾燥施設ですか。

議 長 米です。株式会社●●●●●の乾燥施設です。

5 番 （鳥巢委員）わかりました。

議 長 他に質問や意見はありませんか。

農業振興課 （井手）補足説明をします。補助事業の関係がありますので、大変申し訳ありませんが、用途変更する面積が、流動的な面がありますので、次回の農業委員会定例会にて確定した面積について上げさせていただきます。

議 長 面積全部となったりしますか。

農業振興課 （井手）それはありませんが、増える可能性があります。

議 長 他に質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、本件について賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第 7 号は承認とし、市長へ通知いたします。

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

（会議終了時刻 15：51）